

平成19年6月20日

各 位

会 社 名 株式会社 クラレ
代表者名 取締役社長 和久井 康明
コード番号 3405
上場取引所 東証・大証第一部
問合せ先 CSR 本部長 吉野 博明
TEL (03) 6701 - 1078

当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の効力発生

および特別委員会委員の選任に関するお知らせ

当社は、平成19年4月26日に開催された取締役会において、本日開催の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件に、当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。本株主総会において本プランの導入が承認され、本日その効力が発生いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社は、本株主総会終了後に開催された取締役会において、本プランの合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として特別委員会を設置することを決定するとともに、その委員として平成19年5月16日に内定した下記の3名を正式に選任いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

北川 俊光（きたがわ としみつ） / 当社社外監査役 当社経営諮問会議常任メンバー

弁護士 関西大学法務研究科教授

小野寺 弘夫（おのでら ひろお） / 当社社外監査役

東京都金融広報委員会 金融広報アドバイザー

大内 照之（おおうち てるゆき） / 当社経営諮問会議常任メンバー

弁護士

本プランの詳細については、当社ウェブサイトの「ニュースリリース」に掲載しております平成19年4月26日付「当社の株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（http://www.kuraray.co.jp/release/2007/070426_01.html）をご覧ください。

以 上